

## 令和元年第5回農業委員会総会

1 日 時 令和元年5月27日(月)  
午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員  
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾	事務局書記	早川 正二

## 6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	承認第 1 号	専決処分の承認について  (人事異動に伴う解任及び任命)
日程第 2	議案第 8 号	租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の  規定による適格者等の証明について
日程第 3	議案第 9 号	農非農地証明の申請について
日程第 4	報告第 5 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定によ  る農地転用届出の専決処理について
日程第 5	報告第 6 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によ  る農地転用届出の専決処理について

## 事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和元年第5回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

## 廣兼会長（挨拶）

## 廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第5回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において4番島原順二委員、5番豊原道教委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## 廣兼会長

日程第1承認第1号専決処分の承認について（人事異動に伴う解任及び任命）を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

## 事務局（住田）

それでは、承認第1号専決処分の承認についてを説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。4月1日付けの人事異動において、農業委員会事務局局長補佐の中川史伸さんが健康福祉部地域介護課課長補佐兼福祉総務係長へ異動されました。

その後任として、健康福祉部地域介護課介護高齢者係から、主幹として、前田新吾さんが着任しました。

本来なら、4月の総会に諮るところでございますが、事務局の不手際で、この度承認議案を挙げさせていただきました。人事異動の辞令が4月1日付けでございましたので、大竹市農業委員会規程第5条第1項第3号の規定によりまして、会長において専決処分をさせていただきました。ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

## 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件は承認することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 廣兼会長

ご異議ございませんので、本件は承認することに決定されました。

これより、日程第2、議案第8号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者等の証明についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

## 事務局（住田）

それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出ておりますので、ご説明いたします。議案書は、3ページ、地図は4ページをご覧ください。

油見二丁目の〇〇 〇〇さんが亡くなられたことによる農地相続の申請となります。申請人は〇〇 〇〇さんの息子さんになる、油見二丁目の〇〇 〇〇さんです。申請地は、油見二丁目〇〇番〇〇、面積が98㎡、同じく〇〇番〇〇、面積が599㎡、同じく〇〇番〇〇、面積が76㎡、以上3つの筆で、合計面積773㎡になります。場所は、大竹市道中市立戸線沿いで〇〇の近くに位置しております。

現地を確認したところ、柿などの果樹のほか、玉ねぎなどの野菜が植えられ、畑として手入れがされておりました。

申請者は、相続税納税猶予の制度も理解され、今後とも農地として継承していくと伺っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

## 廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。5番豊原委員お願いいたします。

## 豊原委員

うちの近所でございます。ずっと継続して農業をやるつもりだと本人から聞いておりますので、問題は無いと思います。

## 廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

## 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 廣兼会長

ご異議ございませんので、本件は申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第3議案第9号非農地証明の申請についてを議題といたします。それでは、事務局より説明を求めます。

## 事務局（住田）

それでは議案第9号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は5ページ、地図は6ページをご覧ください。

申請地は北栄〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は、370㎡の土地です。申請人は、岩国市の〇〇 〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は年月日不詳となっております。場所は、国道2号線翠橋そばにあります〇〇の裏手になります。申請者の〇〇さんは、平成31年4月に、相続により取得されています。現況は、農地として手入れをしていないため、自然荒廃している状況となっております。

申請地は、平成8年相続税等納税猶予を受け、管理は維持されていたようです。相続された申請者の〇〇さんは、幼いころ両親の離婚により、被相続人である〇〇 〇〇さんと離ればなれで生活されていたと聞いています。このたびの相続も、〇〇 〇〇さんが突然亡くなられたことにより生じ、〇〇さん自身、この土地の現状を初めて知るに至り、これから引き継いでいくことが極めて困難なため、このたびの申請に至ったということを伺っています。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### **廣兼会長**

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。8番竹端委員お願いいたします。

#### **竹端委員**

今事務局から話がありましたように、住田さん、会長、田中さん、私の4人で現地調査をいたしました。申請地は北栄で、西側に一般道があり、周囲はアパート、自動車の整備工場がありまして、地目変更による周囲への影響は無いと思います。

#### **廣兼会長**

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。7番田中委員お願いいたします。

#### **田中委員**

周囲に農地もございませんので、問題は無いと思います。

#### **廣兼会長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

#### **廣兼会長**

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### **廣兼会長**

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第4報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いします。

#### **事務局（住田）**

それでは、報告第5号について、事務局長において専決処理をいたしましたので、報告いたします。議案書は7ページ、地図は8ページをご覧ください。

届出人は、新町三丁目の〇〇 〇〇さん、所在は木野一丁目〇〇番〇〇、面積は、

384㎡です。

転用目的は、隣接地と合わせて駐車場として一体利用するためです。申請地の周りには農地として維持されている土地もない状況となっております。地区担当委員さんからも特に支障はないというご意見をいただいております。5月7日にこの届出を受理しております。以上でございます。

#### 廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

#### 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

続きまして、日程第5報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

#### 事務局（住田）

それでは、報告第6号について、事務局長において専決処理をいたしました。順位1から順位3は関連がありますので、合わせてご報告します。議案書は9ページ、地図は11ページをご覧ください。

順位1、順位2、順位3ともに譲受人は大竹市小方ヶ丘の〇〇 〇〇さんです。

まず、順位1の譲渡人は、東京都杉並区の〇〇 〇〇さんです。届出地は、黒川二丁目〇〇番〇〇、面積は236㎡です。続きまして順位2の譲渡人は、東京都中央区の〇〇 〇〇さん、届出地は順位1と同じです。続きまして順位3の譲渡人は、さいたま市南区の〇〇 〇〇さんです。届出地は、順位1と同じです。順位1、2、3それぞれの譲渡人は、相続により3分の1ずつの共有で取得していました。転用目的は、譲受人が資材置場にするためです。場所は、亀居城公園の山側に市道玖波青木線が通っておりますが、この市道沿いに位置しています。申請地の周りは住宅と道路に囲まれ、地区担当委員さんからは、特に問題はないというご意見を頂いております。4月21日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

#### 廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(異議なしの声)

#### 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。

本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきまして

は、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

**廣兼会長**

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第5回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

**事務局長**

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。